

議員発案第3号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成21年10月 7日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 中野元栄 |
| 賛成者 | 同 | 森山一理 |
| | 同 | 亀山重光 |
| | 同 | 安田憲喜 |
| | 同 | 安中弘 |
| | 同 | 樋口博務 |

平成21年10月13日議決

加茂市議会議長 茂岡明与司

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっています。家業を手伝いたくても手伝われないことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として中、大きな見直しを求める声も出ています。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年10月13日

加茂市議会議長 茂 岡 明与司

内閣総理大臣
財務大臣 様
法務大臣

議員発案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成21年10月 7日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 中野元栄 |
| 賛成者 | 同 | 森山一理 |
| | 同 | 亀山重光 |
| | 同 | 安田憲喜 |
| | 同 | 安中弘 |
| | 同 | 樋口博務 |

平成21年10月13日議決

加茂市議会議長 茂岡明与司

地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

2009年度予算では、当面の追加予算措置として「ふるさと雇用対策特別交付金」などの雇用対策交付金、地方交付税に「地域雇用推進費」などが盛り込まれましたが、これらの予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

記

1. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2010年地方財政計画・地方交付税総額の規模を拡大すること。
2. 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
3. 当面の財政措置として導入された地方交付税（地域雇用推進費）、雇用対策関連交付金などに相当する規模を一般財源として恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるような環境整備を行うこと。
4. 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年10月13日

加茂市議会議長 茂岡 明与司

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣 様
財務大臣
国家戦略担当大臣